

**週刊 タバコの正体**

皆さん、「健康増進法」という法律を知っているでしょうか。名前のとおり国民の健康の増進を図るための法律です。平成の時代にできた新しい法律なのであまり目にしたことがないかも知れませんが、今年の4月からその内容が改正され、下記に示すように受動喫煙防止対策が強化されます。

**マナーからルールへ**

**改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。**



**屋内原則禁煙**

改正法により、多数の利用者がいる施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店等の施設において、屋内原則禁煙となります。全面施行となる2020年4月以降にこのことに違反すると、罰則の対象となることもあります。

\*所定の要件に適合すれば、各種喫煙室(専用室、可能室、加熱式たばこ専用室、目的室)の設置ができます。



20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、喫煙エリア（屋内、屋外を含めた全ての喫煙室、喫煙設備）へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。万が一、20歳未満の方を喫煙エリアに立ち入らせた場合、施設の管理者は指導・助言の対象となります。

厚生労働省「なくそう！望まない受動喫煙。」サイトから

**最大  
50万円**

**違反した施設管理者には  
最大50万円**

**最大  
50万円**

**各種喫煙室が基準に適合しない場合は  
管理者に最大50万円**

**最大  
30万円**

**禁煙に違反して喫煙した人は  
最大30万円の過料**

ここに示したのは改正の全部ではありませんが、ほとんどの建物が「屋内原則禁煙」となり、違反すれば罰金が科せられるようになるのが大きな改正点です。今までは「タバコは他人に迷惑がかからないようにマナーも守って吸いましょう。」だったのが、これからは「禁煙のルールを守らなければ罰金です。」という厳しい時代になるわけです。

そんな時代になってきているのに、いつまでもタバコに依存しているのは得策ではありませんよね。

産業デザイン科 奥田 恭久